

Modern Insurance Science : the New Interpretation of Traditional Insurance Science

小川, 浩昭
西南学院大学商学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/22097>

出版情報 : Kyushu University, 2011, 博士 (経済学), 論文博士
バージョン :

権利関係 : (c)2008 九州大学出版会 : 文献の利用は非営利目的に限ります。無断での転載、内容の変更を禁止します。引用する際は必ず出典元を明記してください。

第2章

保険の本質

1. 問題意識

市場経済化・金融グローバル化の基調の中で、金融技術の発達、リスクの増大、保険市場のキャパシティ不足が生じ、保険と金融に錯綜が生じている。また、市場経済化・金融グローバル化による国民国家の動揺は、保険の福祉性をめぐる展開を通じて経済的保障制度全体に大きな影響を与える可能性がある。さらに、こうした保険の金融面、福祉面の動きが密接に関連してくる可能性もあり、保険現象の複雑さは増すばかりである。保険と金融、保険と福祉の複雑な関係の中で、多様な保険企業による多種の保険の供給により複雑となっている保険現象の解明が、いわば現代の保険学の課題である。このような保険現象の複雑さから、改めて「保険とは何か」ということを考えることが重要となっている。

近年の保険の動揺を受けて改めて保険とは何かと考えると、公的保険であれ、私的保険であれ、ある貨幣の流れを形成して経済的保障機能を果たしているということが重要な共通項であると思われる。その貨幣の流れとは、特定の原理に従って貨幣を徴収してそれを給付する仕組みといえ、経済全体の中での貨幣の再分配に核心があるのではないかと考える。動揺し、非常に複雑となっている保険現象に対して、保険の核心をこのように把握することは、保険の構造を貨幣の再分配と捉え、保険の機能を経済的保障機能として把握するということになる。

このような保険の理解に結びつく先行業績がわが国にはあり、その起点はかつての保険本質論争において、論争を終結させた最高位の学説との評価（本田

[1978] p. 38) もある庭田範秋博士の「経済的保障説」(新予備貨幣説) と言えよう。論争が下火となると久しく学説提唱もなされなかったが、その後新たな学説として、この経済的保障説を批判的に継承したとされる「予備貨幣再分配説」が真屋尚生博士によって提唱された。この学説も有力な先行業績と言える。両学説の争点の中心は、予備貨幣蓄積概念と予備貨幣再分配概念いずれを重視するかという点にあると考えるが、両学説とも予備貨幣、経済的保障を共に重視する学説と言えよう。すなわち、両学説は貨幣に関わる制度として保険を把握し、その機能を経済的保障に求めるという特徴を有すると考える。本章では両学説を中心に考察を行い、保険学の重要な課題の一つである保険の本質について考察する。

2. 保険本質論の意義

保険の本質を規定することは、認識対象を特定するという点で保険学の最初の課題であるが、同時に保険学の核心的課題でもあり、保険学全体系で取り組むべき最後の課題とも言える(印南 [1956] p. 15)。保険の本質を規定するのが保険本質論であり、諸学者によって寸言のうちに与えられる保険の概念規定・定義が、保険学説である。しかし、保険本質論などは、およそ実際には役に立たない抽象議論との批判があろう。このような批判は実務界から向けられることが多いのであろうが、保険本質論については、保険学者からの批判も多い。保険の定義は保険学者の数だけあるといった評もあり(佐波 [1951] p. 42)、特にわが国では保険の本質規定を中心に活発な論争が展開され、莫大なエネルギーがかけられた。過去の保険学説を比較検討し、それに自説を展開するといったことは、労力の割に実りは大きくないともされ、より重要なことは、生きた制度としての保険が、現実の経済社会の中でどのような働きをしているかを見極めることである(水島 [2006] pp. 1-2)、との批判もある。

確かにわが国保険学界が保険の本質規定に偏重していた時期があったと言えようが、それは、「ほとんどの社会科学が、その創始・創成の時期には、方法論や学説研究、本質論の偏重に陥るのが学問発達上の一般的傾向であって、保険学においてもこの現象が現れた」(庭田 [1966] p. 23) ということであろう。

それでは保険学も保険事業もそれなりに発達した現代において、保険本質論を考察することの意義はどこに求められるのであろうか。「保険現象の発展と矛盾は不断に保険学の新しい展開を要請」(真屋 [1991] p. 20) し、また、新たな学説・理論は、従来の学説・理論で説明が困難になるに至った状況において、それに対する批判的形態をとって現れる(庭田 [1960] p. 5)。したがって、保険本質論考察の現代的意義は、保険現象の発展と矛盾の中に求められなければならない。

保険現象は現代経済の動向に規定されている。現代経済の動きで特筆されるのは、市場経済化の動きであろう。この動きは、福祉国家の動揺と捉えることができるのではないか。福祉国家は戦後の資本主義国のコンセンサスとってよい存在であったが、1970年代のスタグフレーション(stagflation)によって危機に陥り、1980年代には新保守主義政権による反福祉国家政策がとられるまでに至る(Mishra [1990] p. 1)。さらに、米ソ冷戦終結後の1990年代は、資本主義社会の勝利が声高に叫ばれ、市場経済化・金融グローバル化が生じ、福祉国家の柱である社会保障制度はこれらによって国際競争に晒されつつ持続性が問われ、国民国家としての福祉国家は大いに動揺しているといえる。しかし、福祉国家は崩壊することなく、その特徴である混合経済は依然として継続している。そこで、福祉国家の不可逆性が指摘されるが(Abel-Smith [1985] p. 10, Pierson [1994] p. 179)、少なくとも福祉国家は変容したとされ(安保 [1994] pp. 363-364, 東京大学社会科学研究所編 [1993] p. iii)、市場経済化・金融グローバル化によって社会は金融が肥大化した投機的な社会、ファイナンシャリゼーション(Dore [2000] pp. 2-6, 藤井訳 [2001] pp. 3-8)した社会へと変化しつつあり、自己責任を大いに問う自己責任が肥大化した社会となりつつある。それはまた、リスクをとることを強制されるリスクあふれる社会への移行といえ、自然災害増や地球環境問題が加わり、世はまさに「リスク社会」(Bech [1986], 東=伊藤訳 [1998])の様相を呈している。

福祉国家は高度成長を経験したが、それは経済成長と経済的保障が補完的關係に立ったことによって実現されたと言える。福祉国家の特徴である混合経済は経済的保障にも見られ、公的保障と私的保障を軸に経済的保障制度が体系化されていったと言える。したがって、福祉国家の動揺は経済的保障制度の動揺

でもあり、経済的保障制度の中核を占める保険の動揺でもある。福祉国家の高度成長を上回る勢いで成長し、リスク社会への移行によってますます必要性が高まりそうな保険ではあるが、大いに動揺していると言えよう。

社会保障の中核を占める社会保険はその持続性が問われており、政府は自己責任を肥大化させ、社会保険の保障を縮小させることで財政危機を乗り切ろうとしている。自己責任の肥大化は小さな政府を求める中で生じており、社会保険のみならず、公的保険全般に縮小が指向され、ここに混合経済下の経済的保障体系である経済的保障の三層構造（公的保障、半公的・半私的保障、私的保障）が大いに動揺している。もともと生活自己責任原則の資本主義社会で成立した自助的な制度の保険は、こうした動向に対して特に私的保険の発展が期待できるが、単純に私的保険に好ましい展開とはなっていない。金融肥大化・自己責任肥大化社会で私的保険は大いに拡大しそうであるが、金融商品的な保険・年金が選好され、保険を代替する金融手段によるリスクマネジメント手段が発達するという現象も生じ、まさに保険現象の発展と矛盾の現れと言えるのではないか。この発展と矛盾は、保険が金融の一種ではあるが、金融の本流ではなく傍流であることから生じており、金融肥大化という投機化した社会で保険は時代の寵児とはなれないということであろう。

学問においてもこの傾向が当てはまる。投機化する社会は、それだけリスクが大きい社会と言え、世はまさにリスクマネジメントの時代とも言える。こうした時代文脈の中で、リスクに関わる学問としての保険学は一斉を風靡してもよさそうであるが、保険学ではなく金融論・金融工学が時代の寵児となった観がある。それはなぜか。それは、保険はリスクに関わると同時に、その本質はあくまで投機と対極にある経済的保障にあるからであろう。ある意味で、保険の歴史は賭博性・投機性排除の歴史であったとも言える。保険はある種の「貨幣の流れ」（＝金融）を形成させながら独自の機能を発揮している。特に金融工学は、投機であろうが保障であろうが、効率的な貨幣の流れ自体を問題としている点において、グローバル化・投機化する時代文脈に合致して時代の寵児となり、それ自体がグローバル化・投機化を促進している。そして、社会生活におけるリスクはますます増大し、保険学の隣接学問であるリスクマネジメント論は金融工学に歩調を合わせているかのようである。社会保障もリスクとい

う言葉を軸に把握すれば、社会的リスクをマネジメントすることと言えよう。社会的なリスクをマネジメントするために色々な技術が必要であろうが、理念・目的をもって技術を活用しなければならない。むしろ、社会的リスクのマネジメントであっても、効率性・合理性を無視することはできないであろう。特に、福祉国家の危機は財政危機の側面があったという点を重視しなければならない (O'Coner [1973], 池上=横尾監訳 [1981])。しかし、同時に、およそ福祉は効率性・合理性といった尺度には馴染まないということも無視できない。財政危機を経験した福祉国家における社会保障は、福祉性と効率性の狭間に置かれている。狭間に置かれて不安定であるからこそ、その理念が確認されるべきである。現状はこうした理念を省みるところか、小さな政府が国是とされ、国家責任の個人への転嫁、すなわち、自己責任化によって、ますます個人にとって自助が強制されるリスク社会へと進んでいる。

このように市場経済化の影響は大きいですが、国家の経済過程への介入は必至といえる。これを保険の側面においてみるならば、なんらかの政策的意図をもって存在する公的保険の動向は依然として重要である。規制緩和、民間活力の利用が叫ばれながらも、自由化自体は問題の根本的解決手段とはならず、公的保険と私的保険とが密接に関係しながら、保険は引き続き経済的保障体系の重要な構成要素となっていこう。ただし、保険を代替する現象が見られる中で、保険代替手段を経済的保障体系の中に位置づける必要はあろう。いずれにしても、現代における経済的保障体系は、公的保障、半公的・半私的保障、私的保障の三層よりなり、保険が各層において中心的役割を果たしているのである¹⁾。したがって、現代の保険本質論は、混合経済下の保険本質論でなくてはならない。

現代の保険は、公的保険、半公的・半私的保険、私的保険が複雑に絡み合い、相互補完的に、あるいは競合しながら存在している。かかる現代保険の本質把握において注意すべきは、各保険の共通性を重視しすぎると各保険が不当に同質化し過ぎて形式主義に陥る恐れがあり、他方個別性を強調しすぎれば偏

1) 半公的・半私的保障の中核である企業の保障について、否定的な見方が登場したことが注目される。橘木 [2005] を参照されたい。

狭な個別主義に陥る危険性があるということである。重要なことは、各保険の中に潜む共通性と個別性を適確に認識するとともに、共通性と個別性との関連を明確にすることであろう。「ある現象における必然的、本質的なものとは、その現象が存在するかぎり、反復されるものだけであ」(印南 [1956] p. 23)り、「一定不変の、反復される連関だけが、無限に複雑な事象を貫きうる導きの糸を与える」(同 p. 23)のである。保険本質論における中心的概念が、まさにこの「導きの糸」であり、保険現象において反復されるものが各保険に共通するものであり、それは各保険を統合するとともに、各保険に個別性を与えるものでなくてはならない。しかも、本質とは「現象の根底にあって、その特質と発展方向を規定するもの」(庭田 [1972] p. 290)であることから、その中心的概念は、将来に対する見通しを与えるものでなければならない。そして、保険現象は、決して特定の時点での特殊な現象に即して、便宜的に非歴史的に規定されてはならない。

保険本質論がこれらの要件を兼ね備えることによって、本質と現象、保険経済と保険経営等の関係が整理され、複雑な現象を解き明かすことができよう。ここに現代の保険本質論の意義がある。

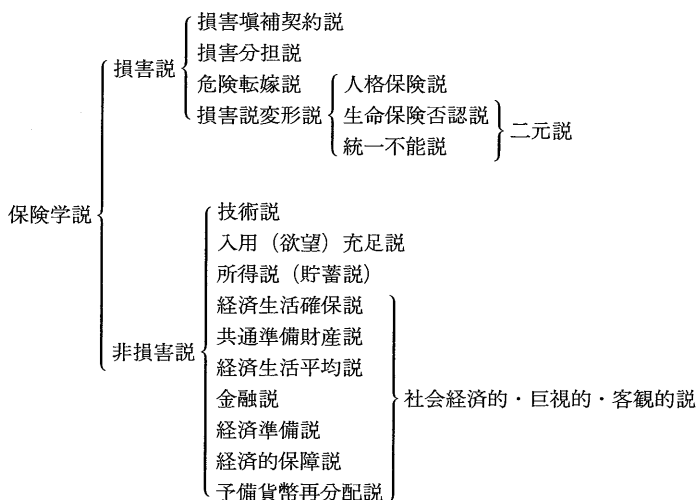
3. 保険学説の変遷

現代の保険本質論の歴史的な位置を把握するために、保険学説の歴史を簡単に振り返ると、次のようになろう(図2.1参照)。

商業資本主義の段階では、商業資本による投機的海上取引の一種として、原始的海上保険が取引されていた。保険理論は、保険契約を中心とする法律解釈論であって、保険学説は損害概念で保険を把握するという損害説であった。損害説には、損害填補契約説、損害分担説、危険転嫁説などがある。生命保険が誕生すると、生命保険を考慮した人格保険説、生命保険否認説、統一不能説が登場し、生命保険の取扱いが保険本質論の重大テーマになった。

産業資本主義の段階では、近代保険が確立し、新種保険の発展も目覚ましかった。保険加入者の立場から見る主観的な保険理論と数理技術を中心とする保険技術が発達した。保険学説としては、技術説、入用(欲望)充足説、所得

図 2.1 保険学説



(出所) 庭田 [1995] p. 32 を参照して、筆者作成。

説 (貯蓄説), 経済生活確保説, 共通準備財産説などが華々しく登場した。労働者階級の成立を背景としながら, 簡易生命保険などの経済的弱者の保険が登場した。

金融資本主義の段階では, 自由競争から独占へと移行するとともに, 国内的には労使間の階級闘争が激しくなり, 国際的には帝国主義的対立が激化し, 社会保険が登場した。その他, 簡易生命保険, 協同組合保険, 団体生命保険といった経済的弱者の保険が本格的に登場し, デモンストレーション効果をもって世界に普及していった。社会保険を保険に包摂するか否か, あるいは, いかにか包摂するかが保険本質論の重大テーマとなった。

福祉国家主義の段階では, 社会主義国との対立を背景としながら資本主義国の福祉国家化が図られるが, 国民の生存権確保が国家の責任とされ, 社会保障制度が確立する。しかし, 石油危機によるスタグフレーションで福祉国家は行き詰まり, 反福祉国家的な動きも生じる。保険経済学が重要となり, 保険学説では, 経済準備説, 予備貨幣説・経済的保障説 (新予備貨幣説) が登場した。

社会保障制度の確立・社会保険の発展から、経済的保障制度の三層構造的把握がなされるとともに、社会保険を保険に包摂させる学説が優位となった。もっとも、保険本質論自体は下火となった。その後、米ソ冷戦の終結によって大きな変化が生じ、保険にもさまざまな影響が出て、保険の本質的な問いかけが重視される環境となっている。米ソ冷戦終結の局面で、予備貨幣再分配説が登場した。

このような保険学説の展開を保険学説の発展の方向という観点から整理してみよう。まず、保険が海上保険として成立したことから、損害概念による保険の把握で始まったが、生命保険が誕生すると、損害保険と生命保険の統一的把握が問題となった。当初、統一的把握が試みられたが、それが困難であるため、生命保険は保険ではないとする学説（生命保険否認説）、損害保険と生命保険を二元的に把握しようとする学説（二元説）などが登場し、色々と諸説が試みられた。しかし、損害以外の概念で両者を統一的に把握しようという方向に発展する。現代では、社会保障の重要な構成要素へと発展した社会保険、私的保険に対するアウトサイダーとも言える協同組合保険を保険に包摂させた保険本質論であることが必要である。また、原始的保険の成立段階では保険団体は形成されず、保険料率も非合理的であった。そこでは保険という制度の形成よりも、契約当事者間にとっての保険契約としての把握が中心であり、そのため保険は法律的に捉えられた。しかし、保険が発展し、保険団体の形成、保険技術の進歩を通じた合理的な保険料率の算出が実現したことから、経済制度としての保険の把握が重視されることになった。

こうして、保険学説は法律学的解釈から経済学的解釈を重視するようになり、しかも、保険加入者の目的効用に即した経営経済的観点に基づく機能論的把握から、社会経済的観点に基づく制度論的把握へと発展した。多くの学者によって保険の概念規定が試みられ、このような保険学説の流れが形成されてきたが、論争が繰り返され、定説をみるに至っていない。それは、保険現象は静止しているのではなく、変化しているので、学説の妥当性検証において修正が要求され、より完全な概念規定に昇華すべき学問の必然性が働いているのであろう。そこで、新たな学説の展開は、通常、従来学説に対する批判的形態をとって現れた。従来学説を批判し、客観的・社会経済学的立場からの保険

本質論に新たな途を開いた学説として、印南博吉博士の「経済準備説」があげられよう。筆者が支持する予備貨幣再分配説の起点となる経済的保障説は、この経済準備説を批判的に乗り越えている面があるため、まず経済準備説を手掛かりに、保険学説について考察を進める。

4. 経済準備説の検討

印南博士は当初、経済準備説として保険を次のように定義した。

保険とは一定の偶然事実に対する経済準備の社会的形態であって、多数の経済体が結合し、確率計算に基いて公平な分担を行う経済施設である。(印南 [1956] p.1)

その後次のように修正した。

保険事業とは、一定の偶然事実に対する経済準備を設定する目的に対し、多数の経済体を集め、確率計算に基づく公平な分担を課することにより、最も安価な手段を提供する経済施設である。(印南 [1972] p.1)

主な修正点は、「保険とは」を「保険事業とは」としたこと、「社会的形態」という文言を削除したこと、「最も安価な手段を提供する」という一条を加えたことである。印南博士は修正の意義を次のように説明する。

偶然の準備として保険を選ぶということは加入者の立場に関する事柄であり、偶然を利用して偶然を除くということは保険施設自体に関する事柄であるが、両者とも当たっているので、両者の関連について妥当な解決を与える必要がある。この点を解決するために、『資本論』の「貨幣取扱業は、蓄蔵貨幣を形成するのではなく、この貨幣蓄蔵を経済的最小限に縮小するための技術的手段を提供する」という考え方を保険事業に当てはめ、保険事業の立場に立ち、経済準備の設定を「経済的最小限に縮小するための技術的手段を提供する」ことに重点を移し、かつこれをモメントとして、保険事業に特有な機能と加入者

の利用目的との結び付きを明白にした。また、旧説では保険を「経済準備の社会的形態」と捉えることにより、保険の機能を「経済準備の社会化」としているが、そうすると社会化の目的が問題となるので、新説では保険に特有な機能を特定の偶然な場合に対する最も安価な経済準備を提供することと明記した(印南 [1970] pp.4-8), ということである。

必然的、本質的なものとは、現象が存在する限り、反復され再生産される一定不変の連関のことである。保険現象において、反復再生産されているものが、保険の本質である。そして、社会現象には、一つの社会的発展段階に特有なもの、複数の発展段階に共通なものがあるが、すでに保険については、保険史において、太古の昔から保険的制度の存在が明らかとされているので、後者になる。この点からすれば、保険の本質規定においては、複数の発展段階に共通な恒常的要素すなわち超歴史的要素と、資本主義的要素としての歴史的要素が把握されなければならない(印南 [1956] pp.25-26)。印南博士は、従来の客観的・社会経済学的立場からの保険本質把握について、ひたすら保険を資本主義社会下における特殊な存在と捉え、歴史的意識は明確でありながらも、資本主義社会以外の段階における保険的存在との間における共通な実体について、なんら考えられていないと批判した。そして、印南博士は、不変資本に対する保険に限られるものの、『資本論』における保険に関する論述から、マルクス(Karl Marx)の保険本質観を「保険基金説」とし、客観的・社会経済学的立場からの的確に保険を把握しているとして、高く評価している(同 pp.459-475, 印南 [1972] pp.113-122)。結局、歴史性、客観性、一元性という3つの関門を首尾よく通過した学説はないとし、保険基金説を発展させたものとして「経済準備説」を提唱した。

したがって、保険を一元的に把握できない保険学説はもちろんのこと、一元的把握はできていても主観的立場に立つもの、さらに、客観的・社会経済学的立場に立つが、いまだ独立の学説とは認知されていない保険本質論に対する批判の形となって現れたのが経済準備説と言え、同時にそれは「保険基金説」を発展させたものと言えよう。印南博士は、保険の定義は、「保険を単に変化し進化するものとしてとらえるだけでなく、保険の進化に関する歴史的法則を根本的に理解した上で、その本質を理解し、その本質を把握し規定」(印南

[1956] p. 24) する歴史的定義でなければならないとする。そして、主観的観点に立った保険学説が多いと批判し、保険の定義であるためには、生命保険、損害保険を統一的に把握しなければならない(同 pp. 2-3)²⁾、とする。経済準備説は、あらゆる歴史的段階で見られる経済準備の設定が、たまたま資本主義社会においては保険という形をとるとみるのであるが、このような捉え方は、「保険基金説」に沿うものと言えよう(同 pp. 405-406)。なぜならば、印南博士によるマルクスの保険本質観は、超歴史的な性格を持つ保険基金の一形態・資本主義形態として保険を把握しているというものであるからである。

印南博士の経済準備説は、大著『保険の本質』において詳細に展開されたが、同書および経済準備説はわが国における保険の社会経済学的研究の発展にとって、画期的な貢献となった。しかし、経済準備なる概念は、あらゆる歴史的段階にみられる超歴史的的概念と言えるので、その資本主義社会における形態が保険であるといっても、そこには依然として、保険とはなんであるかという問題が残るのではないか。つまり、保険を歴史的要素、経済準備を超歴史的要素として、保険を定義付けていることになるのではないか。保険自身を歴史的要素とするのではなく、保険の歴史的要素、超歴史的要素が正しく認識され、定義付けられなければならない。経済準備説では、保険自身を歴史的要素としてしまっているから、結局、保険を「経済準備の資本主義的形態」と把握するのみとなり、一種の同義反復に陥り、しかも経済準備という概念が超歴史的的概念であるから、経済準備説自体が、保険の本質の歴史性を減却してしまうのである。そして、経済準備という概念が広すぎる概念であるため、本質の同質性において協同組合保険や社会保険を包摂できるが、本質の差異性において貯蓄その他の経済準備との区別を失っているという致命的欠陥を有するのである。

この点については、田村祐一郎博士による適切な経済準備説批判がある。田村 [1979, 1990] では、保険本質論重視、保険史軽視の伝統的保険学を批判しているが、その中で印南博士の経済準備説を取り上げている。すなわち、保険

2) ここで詳しく触れる余裕はないが、印南博士の主観的保険学説批判には大きな問題がある。この点について、広海 [1971] p. 128, 庭田 [1960] pp. 248-252 を参照されたい。

の歴史性を重視した歴史的定義の正当性を主張しつつも普遍の要素こそ歴史的定義の本質を構成するものとして、「経済準備」という超歴史的概念で保険を把握したとする印南博士の保険本質観に対して、結局、歴史性を意識して保険の超歴史性を重視するに過ぎず、歴史性は軽視されていたという批判である。印南博士は経済準備説以前の保険学説に対して歴史的把握ができていないと批判するが、伝統的保険学と印南博士の唯一の相違点は、「歴史性を意識した上で超歴史的要素を本質とみたか、それとも歴史性を意識しなかったかの違いではないだろうか」(田村 [1979] p. 80) と批判する。まさに、指摘の通りである。

ところで、印南博士は普通保険の定義として経済準備説を提唱したとする(印南 [1978] p. 14)。定義文で考えれば、「確率計算に基づく公平な分担」との一条から、給付・反対給付均等の原則の適用を想定しているようで、通常、給付・反対給付均等の原則が成立していない社会保険は、この一条によって除外されることになる。そうであるならば、経済準備説は社会保険と生命保険、損害保険の一体的把握がなされていないことになる。従来の保険学説に対する批判点として、生命保険と損害保険の一体的把握を重視した印南博士が、社会保険の包摂を放棄していることは興味深い。生命保険と損害保険との二元的把握に対して、科学的認識の統一性から許されず、生命保険と損害保険の共通性を看破しえていないと痛烈に批判した印南博士であるが、社会保険の包摂を放棄する姿勢も、科学的認識の統一性から許されず、生命保険・損害保険、社会保険の共通性を看破し得ていない、との批判が向けられることになるのではないか。さらに、経済準備説の新説をみると、それは保険の定義ではなく、保険事業の定義となっている。したがって、経済準備説は、私的保険事業の定義を試みたものと言えよう。この点から、保険の一元的把握を重視し、経済準備という広い概念で保険を把握しながら、実は私的保険事業の本質把握に終わっているというのが経済準備説であると言えよう。しかし、保険が保険事業として運営されるにしても、保険と保険事業は区別すべきである。なぜならば、保険には制度としての固有の性質・特質があり、その保険が事業として営まれる過程において、運営主体・経営主体の性格によって、異なった属性が現れてくるからである(石田 [1979] pp. 56-57)。

経済準備説は、徐々に現れだしていた客観的・社会経済学的立場からの保険本質論に対して、それらが資本主義社会下における特殊制度として保険を把握する傾向にあったことを批判して、保険の超歴史的要素に対する考察に途を開いたと言える。この点は保険本質論上画期的な貢献といえるが、しかし、その点に関心を奪われたためか、保険の歴史的要素が欠落することになったと思われる。

5. 経済的保障説の検討

経済的保障説は、庭田範秋博士によって提唱された保険学説であり、経済準備説に対する批判的形態を有すると思われる（庭田 [1960] p. 291）。

庭田博士は当初、「予備貨幣説」として保険を次のように定義した。

保険とは、偶然の災害に対する予備貨幣を、社会的形態で蓄積する制度であって、多数の経済主体が結合し、確率計算に基づく公平な分担額の拠出をその方法とする。（庭田 [1960] 序）

その後、「経済的保障説」（新予備貨幣説）として次のように修正した。

保険とは、家庭ならびに企業が、その経済的保障を達成するための予備貨幣を、社会的形態で蓄積する制度であって、多数の経済主体が結合し、確率計算に基づく合理的な分担額の拠出をその方法とする。（庭田 [1970] はしがき p. 1）

経済的保障説では、「予備貨幣」、「経済的保障」の2つがキーワードと言えよう。予備貨幣とは不測の支出に備えるもので、特に定められた用途はなく、支出されるまでの間あるいは支出されずにすむときは非使用の貨幣であって、貸付資本となりうる（庭田 [1960] p. 281）。また、経済的保障とは現在または将来における一定状態を保持しているものが、これを侵害されないように防護・保全することである（庭田 [1973] p. 116）。

さて、予備貨幣説から経済的保障説への主な修正点は、保険の目的を「経済的保障」という概念で把握した点、「確率計算に基づく公平な分担額」を「確率計算に基づく合理的な分担額」というように「公平」を「合理的」に修正した点である。庭田博士は、修正の意義を次のように説明する（庭田 [1972] pp. 293-295）。

経済的保障は、損害填補はもとよりリスク転嫁も含み、損害保険、生命保険は言うまでもなく、社会保険、協同組合保険も含まれ、私保険・個人保険・普通保険と社会保険、協同組合保険を同一的に意義付けることができる。「経済的保障の達成」には、近代的感覚があるとする。

「公平」を「合理的」に修正した点については、給付・反対給付均等の原則で分担額の拠出を求めれば、それは公平であり、合理的ともなろうが、たとえば、平均的に、平均額の分担であっても合理的とし、「ここでいう合理的とは、ただ一般的・文化的な意味での合理的ではなく、保険料と保険金との間における合理的すなわち保険的合理的である。個別保険料はもとより平均保険料でも、リスクの平均的存在に相当程度準拠している限り合理的である。しかしたとえば保険料がリスクの存在形態や程度とは完全に無関係に、所得に応じて決定されるなどの場合には、ここでいう合理的には反する」（同 p. 295）と説明する。そして、合理的という言葉で、社会保険の多くと協同組合保険を保険の定義の中に取り込み得るとするのである。このような意義を有する修正がなされた経済的保障説は、貨幣で保険を把握するがゆえに資本主義的であり、保険資金の集積とその運用過程が明示されているため、保険の経済的保障機能と金融的機能との一体的把握が可能であるとする。以上から、経済的保障説は、生命保険、損害保険、社会保険、協同組合保険としての保険の総合的定義であり、保険の経済的保障機能と金融的機能との融合的定義であるとする。

なお、その後次のように修正しているが、表現の変更が加えられているのみで、保険本質論上の重要な修正は加えられていないものと思われる。

保険とは家庭ならびに企業が、経済的保障を達成するための予備貨幣を、社会的形態で蓄積する制度であって、多数の経済主体が提携し、確率計算に基づく合理的な分担額の拠出をその方法とする。（庭田 [1985] p. 232）

ところが、庭田 [1995] において、次のように修正した。

保険とは、家庭ならびに企業が、その経済的保障を達成するための予備貨幣を、社会的形態で蓄積する制度であって、多数の経済主体が相互扶助的に結合し、確率計算に基づく合理的な分担額の拠出をその主たる方法とする。
(庭田 [1995] p. 36)

修正点は、「相互扶助的」という文言が追加されたこと、「合理的な分担額の拠出」について「その方法」を「その主たる方法」というように、「主たる」という文言を追加していることである。後者の修正は、「主たる」という文言を追加することによって、より正確を期して保険料徴収方法に多様性を含意させるためと思われ、保険本質論上の重要な変更点ではないと思われる。しかし、前者の修正点は、保険本質論上どれほどの意義を有するのか、気になるところである。この文言追加は、庭田博士の保険本質観の修正を意味するのであろうか。庭田博士は、かつてわが国保険学界に「保険は相互扶助か否か」の論争があったとし、この論争を「少しく重要度と次元において劣る」論争（庭田 [1995] p. 39）としていることから、保険の相互扶助性をめぐるのは決着済みとの考えのようであり、この点からするならば、「相互扶助的」という文言追加にはあまり重要な意義はないのかもしれない。しかし、研究初期の1960年代の庭田 [1960, 1962, 1964] では保険の相互扶助性については否定的であったとも思われる。1970年代になり庭田 [1973, 1974, 1976 b, 1979 a, 1979 b]などで保険の相互扶助性を指摘し、1980年代になると庭田 [1983, 1987, 1988, 1989]などで一般的な相互扶助に対する理解を逸脱した独特の保険の相互扶助観を示し、1990年代になると庭田 [1990, 1993]などで保険の相互扶助性を前面に出し、庭田 [1995]で相互扶助が保険の定義文にまで昇華したように思われる。庭田博士の保険の相互扶助性に対する見方がどのような変遷を辿ったのかというのは、庭田保険学を考察する際の興味深い点の一つであるが、本章の考察の焦点からはずれてしまうので、相互扶助に関する論争とともに第4章で考察することにして、前述の予備貨幣説から経済的保障説への修正の意義について考察することとする。

まず、「公平」を「合理的」に修正した点について、考察を進める。庭田博士が、保険学説を修正したのは、社会保険、協同組合保険をも保険に取り込むためと言える（真屋 [1987] p. 48）。経済的保障という概念の採用の理由も、一つにはこの点にあったものと考えられる。前述の庭田博士の説明によれば、合理的とすることで、平均保険料方式も含まれるということである。すなわち、公平という文言が給付・反対給付均等の原則、個別保険料方式の適用を意味することで、経済準備説と同様に社会保険が除外されることになるので、社会保険を取り込むために、個別保険料方式を保険の要件または保険本質論上の保険の手段とはせず、合理的という文言で平均保険料も包摂させることにより、社会保険も保険に取り込めるとするものであろう。したがって、そこには、個人保険＝個別保険料、社会保険＝平均保険料との見解が横たわっていると言える。しかし、もともと個別保険料には、技術的・経済的・実際の限界があり、個人保険＝個別保険料、社会保険＝平均保険料とは、単純に整理できない。したがって、保険の原理・原則と保険の本質との関係において、このような単純化は問題を有するのではないか。

次に「経済的保障」という用語について考察したい。経済的保障という用語の使用は、保険の超歴史的要素を明確にした点において、非常に意義がある。しかし、経済的保障自体を保険本質論の唯一の核心とすることはできない。なぜならば、それは経済的保障という超歴史的な概念での保険の把握、広すぎる概念での保険の把握となり、経済準備説に対するのと同様な批判が当てはまるからである。庭田博士は予備貨幣説を提唱した際に、経済準備説を次のように批判した。「経済準備説には、その経済理論としての資本主義的歴史性が希薄である。経済準備なるものはあらゆる社会に必要なものであって、これをもって保険の本質とすることは、保険を人類の経済発達の全段階でとらえながら、さて純粹の資本主義社会における保険として規定せられるべきその本質の歴史性を減却してしまうのである」（庭田 [1960] p. 281）。庭田博士が、経済的保障なる概念で種々の保険を包摂し得るとし、これを保険本質論の唯一の核心とするならば、庭田博士自身に同様な批判が向けられることとなろう。経済的保障説の優れている点は、保険の超歴史的要素と歴史的要素とが適切に把握されていることと考える。すなわち、超歴史的要素としての経済的保障、歴史的要素

としての予備貨幣である。

ここで、印南博士の「予備貨幣説」評価について、一言したい。印南博士は、「予備貨幣というのは、経済準備の歴史的形態の一つであり、さらにその特殊な集団的形態が保険なのであるとすれば、予備貨幣説は経済準備説の中に包摂されるのではあるまいか」（印南 [1972] p.127）とした。これは、印南博士が、予備貨幣なる概念を保険の歴史的要素として承認したとも解釈できるのではないか。そして、経済準備説に予備貨幣説が包摂されるとしていることから、印南博士が超歴史的要素と歴史的要素との関係を混乱しているように思われるのである。前述の筆者の経済準備説批判を繰り返すが、印南博士はあまりにもマルクスに関心を奪われ、保険自体を保険基金の歴史的形態・資本主義的形態と把握しているが、保険の歴史的要素が資本主義社会に現存する何ものかに求められて把握される必要があるのである。そうでなければ、本質の歴史性が滅却されてしまう。この点こそが、庭田博士の経済準備説批判の核心であると考えているが、予備貨幣説の段階では、この批判点に関心を奪われたためか、保険の超歴史的要素が欠落することとなってしまったと思われる。なお、庭田博士は「経済的保障」が「経済準備」を上回る概念であると考えている。すなわち、庭田 [1976 a] において、「恐らく概念としては、経済的保障の方が高次元のものであり、経済準備の方が低次元のものたるであろう。経済的保障の中に経済準備が包摂されるであろう」（庭田 [1976 a] p.45）との指摘がある。この指摘からは、経済的保障説の中に経済準備説は包摂されようである。

さて、保険の歴史的要素を予備貨幣に求めたのが予備貨幣説と言えるが、それは歴史的要素がある点において経済準備説に対して優れているものの、保険の超歴史的要素が欠落している点において経済準備説に劣るのである。おそらく印南博士は後者の点に着目し、超歴史的要素＝超歴史的な概念、歴史的要素＝歴史的な概念から歴史的要素は超歴史的要素に包摂されるとして、超歴史的要素のある経済準備説に予備貨幣説が包摂されると考えたのであろう。より抽象度の高い超歴史的要素に歴史的要素が包摂されるとの捉え方は正しいが、保険の本質把握においては、前者が後者を包摂するという関係よりも、両要素が正しく把握されてこそ保険の本質が明らかになると考えるべきである。このような保険学説の構成要素という点からすれば、両要素の関係は対等とされるべきで

ある。否、保険が資本主義社会における経済制度であり、資本主義社会の生成・発展に伴い生成・発展してきたことからすれば、保険学説上は歴史的要素がより重視されるべきであろう。予備貨幣、経済的保障という2つのキーワードは二者択一的に捉えられるべきではないが、歴史的要素である予備貨幣の概念をより重視すべきである。資本主義社会は貨幣経済でもあり、保険を貨幣で把握したことの意義は大きいであろう³⁾。

資本主義社会で生成・発展した保険は、資本主義社会が貨幣経済であるがゆえに、貨幣と密接な関係を有する。むしろ、貨幣経済の成立は、保険の前提と言ってもよいであろう。貨幣は、一般的交換手段機能、価値尺度機能、価値蓄蔵機能を有する。貨幣は「諸商品が自分たちの価値をその商品で統一的に表現するようになった商品であり、こうしたことから貨幣はまず諸商品の価値表現に材料を提供するという機能をもつ」(三宅 [1979] p.138)。これが、貨幣の価値尺度機能である。この機能が発揮されることにより、ほとんどの物事・事例を金銭的に評価することが可能となり、保険金額・保険価額などの概念を導入できる。貨幣は商品流通を媒介し、あらゆる商品と交換可能であるという機能を有する。これが貨幣の一般的交換手段機能であり、この機能により現物給付の諸制約から解放され、現金給付が可能となる。貨幣のこの2つの機能により、保険は広範囲に適用可能となる。貨幣の価値蓄蔵機能は前払保険料制度を可能とする。貯蔵困難な物や生産即消費のサービスと異なり、貨幣は貯蔵可能であるから、事前に保険料を徴収し、保険資金を蓄積しておけば、保険事故発生の際に即座に保険給付が可能となり、経済的保障の適時性・適量性が達成される。

このように、貨幣は近代保険成立の大前提といえ、かかる保険の把握を貨幣で試みている点において、すでに経済的保障説はそれ以前の保険本質論を超越し、保険の歴史性を明らかにしている。さらに、新たな学説は従来の学問に対する批判的形態をとって現れるという点に注目し、経済的保障説の経済準備説

3) 庭田 [1960] において、「貨幣経済である現在社会における保険の経済現象の分析と解明からえられる保険本質論は、貨幣経済である現在社会における保険の経済現象の解析と解決に機能するためには、それはどうしても貨幣とのつながりをもつ、貨幣として測定される、貨幣において表現されるものでなければならない」(庭田 [1960] p.250)。

に対する批判的形態としての意義を示せば、次の通りであろう。社会保険、協同組合保険の存在や保険の金融的機能が無視できない保険現象に対して、経済準備説は「経済準備」という超歴史的な広すぎる概念で保険を把握しながら社会保険の包摂を放棄しており、また、保険の金融的機能についての把握は想定されていない。庭田博士が保険の金融的機能を重視するのは、保険利潤学説として「利差説」（庭田 [1960] pp. 79-85）を展開しているからであろう⁴⁾。社会保険、協同組合保険をも包摂する総合的定義、保険の経済的保障機能と金融的機能の融合的定義という点に、経済的保障説の経済準備説に対する批判的形態としての意義がある。

ところで、もちろん予備貨幣そのものが保険ではなく、経済的保障説では保険を「予備貨幣の蓄積」と捉えている（庭田 [1960] p. 286）。したがって、経済的保障説をめぐる問題の核心は、「予備貨幣蓄積」概念にあると言えよう。予備貨幣蓄積概念に対する批判を中心として、経済的保障説の批判的形態として登場したのが、「予備貨幣再分配説」である。次に、この学説を取り上げて、考察を加えたい。

6. 予備貨幣再分配説の検討

真屋博士により提唱された「予備貨幣再分配説」は、庭田博士の経済的保障説を批判的に継承したものとされる。予備貨幣再分配説は保険を次のように定義する。

保険とは、多数の経済主体から、確率計算を応用した多様な方法で、予備貨幣としての分担金を徴収し、経済的保障に関わる各種の給付を行うことによって、これを再分配する社会的制度であり、その運営過程において、巨額の資金が、しばしば蓄積され投資運用される。（真屋 [1991] p. 20）

4) かつて、保険利潤をめぐる論争があった。保険利潤源泉論争については、庭田 [1966] pp. 259-285 を参照されたい。

真屋博士の説明（同 pp. 20-23）に従いながら、予備貨幣再分配説の内容をまとめれば、下記の通りである。

① 多数の経済主体

この表現で保険加入者のみならず、公共団体や政府も含まれ、社会保険における費用負担者としての事業主（企業）と国庫（政府）も包摂され、社会保険の把握が容易となる。

② 確率計算を応用した多様な方法

この表現で大数法則を相対化させ、保険料・保険費用の徴収方法・分担方法についての多様性・可変性を示唆している。個別保険料・平均保険料、メリット・デメリット制、自然保険料・平準保険料、一時払い・分割払い、企業負担・国庫負担等を含意する。

③ 予備貨幣としての分担金

保険制度が成立・維持される方法を予備貨幣概念を使って把握することにより、保険本質把握のキー・コンセプトとして予備貨幣概念を導入している。

④ 経済的保障に関わる各種の給付

「経済的保障」という概念で給付の基本的目的・機能を明示し、また「各種の給付」とすることで、現金給付・現物給付・サービス給付、定額給付・比例給付・変額給付、短期給付・長期給付、一時金給付・年金給付などをすべて含意せしめうる。

⑤ （予備貨幣を）再分配する社会的制度

保険現象は、予備貨幣が、保険料——保険資金——保険金として運動していく全過程において把握すべきである。保険を予備貨幣の再分配と捉えることによって、このことが可能となる。

⑥ 巨額の資金の蓄積・投資運用

保険の金融的機能は付随的機能とされるものの、極めて重要な役割を果たしている。しかし、あくまでも保険の本来的機能は予備貨幣の再分配を通じた経済的保障の提供・実現にあり、しかも賦課方式の年金保険や財政赤字下の公的保険など保険資金の蓄積が困難な保険もあり、金融的機能は必須のものとは言えない。そこで、「しばしば」という言葉で金融的機能に対して制限を加え、保険の金融的機能は重要なものではあるが必須のものではないことを示してい

る。

以上が予備貨幣再分配説の内容であるが、真屋博士の経済的保障説に対する批判点は、主として、予備貨幣蓄積概念に関する点と保険の原理・原則についての二点と思われる。まず前者について考察しよう。真屋博士の予備貨幣蓄積概念に対する批判の中心は、次の二点にあると思われる。

①経済的保障の達成について十分に把握できない。

②予備貨幣の蓄積が見られない保険もある。

以下、それぞれの点について検討を加える。

(1) 経済的保障の達成

前払保険料方式の下では、保険料が前払いされているがゆえに貨幣の蓄積がみられ、保険金として支払われるまでに遊休状態におかれる。遊休状態にある保険資金は新たな利殖部面を求めて投資・運用される。保険料として払い込まれる貨幣を予備貨幣と捉えれば、保険現象は、予備貨幣が、保険料——保険資金——保険金として運動していく過程として現れる。予備貨幣の蓄積とは、この過程における保険料払い込み——保険資金蓄積の過程を示すが、保険給付過程の把握がなされておらず、保険料——保険資金——保険金という全過程での把握ができない。しかし、保険を予備貨幣の再分配と捉えることによって、多数の経済主体から保険料として払い込まれ保険資金を形成した予備貨幣が、保険事故にあった少数の経済主体に保険金として分配される過程、すなわち保険による再分配の把握が可能となり、予備貨幣の運動の全過程で保険現象を把握できる⁵⁾。経済的保障説は、予備貨幣の運動過程のうち、保険料——保険資金の過程を重視し、かかる保険資金の蓄積、すなわち予備貨幣の蓄積を保険と捉えていることから、実際に保険事故が起きた場合に保険金が支払われる状況が確保されること、換言すれば、保険の事前準備的性格を重視した保険本質論と言えるであろう。これに対して予備貨幣再分配説は、保険を予備貨幣の

5) 保険の再分配機能を重視するものとして、近藤 [1963] pp. 64-65, Dorfman [2005] p. 2 を参照されたい。前者では「保険的所得再分配効果」という用語が使用されており、後者では保険の定義文（金融的定義）において「再分配」(redistribute) という用語が使用されている。

運動全過程で捉える保険本質論と言える。

真屋博士は、「予備貨幣の蓄積をもって保険と捉えたのでは、保険料蓄積——保険資金形成にいたるまでの過程の説明にはなっても、その後における保険金給付すなわち基本的・現実的・实际的な、保険が有する経済的保障機能についての把握が、必ずしも十分にはなされていないことになる」(真屋[1991] p. 22)と批判する。保険を予備貨幣の運動全過程で捉えれば、保険の事前準備的性格、基本的・現実的・实际的な経済的保障機能の同時的把握が可能となる。

(2) 予備貨幣の蓄積がみられない保険

予備貨幣再分配説の従来の保険本質論に対する特徴の一つは、社会保険・公的保険を積極的に取り込もうとしている点である。社会保険・公的保険が重視されるので、賦課方式の年金保険や財政赤字下の公的保険のように予備貨幣の蓄積という概念で把握し難い保険があるとして、予備貨幣蓄積概念が批判される。もっとも真屋博士は社会保険・公的保険以外も問題とし、「短期保険・損害保険の中には、金融的機能を果たしうるほどの保険資金の蓄積が到底困難なもの」(同 p. 23)があるとする。そこで、以下では、短期保険・損害保険と賦課方式の公的年金保険に分けて考察する。

大量な予備貨幣の蓄積が保険においてみられるのは、前払確定保険料方式の下で、制度としての保険の安定性から本質的に大量な契約が要求されるからである。この点は短期保険・損害保険、長期保険・生命保険も変わらないであろう。しかし、生命保険では通常契約は長期であり、しかも平準保険料方式がとられるため、予備貨幣の蓄積量は短期保険・損害保険に比して巨額となる。さらに量が質を規定するという点から考えれば、巨額な資金量は保険の金融的機能の重要性を高めると言えよう。しかし、これらの関係は、契約期間の長さや資金の蓄積量には重要な関係があるということ、資金量が保険の金融的機能の重要性の大きな要因の一つであることを示しても、短期保険・損害保険における予備貨幣の蓄積を著しく軽視したり、無視してよいことを示すわけではない。しかも、ゴーイング・コンサーンとしての保険企業(保険者)を前提とし、保険加入者の契約更新を考慮すれば、短期保険・損害保険であっても予備貨幣

の蓄積を十分期待できる場合のほうが多いのではないか。仮に、極めて少量の保険資金の蓄積しかできなかつたとしても、そのことで保険の金融的機能を軽視することはできないであろう。保険の金融的機能の意義は、新たな利殖部分を求めて金融市場に保険資金を投資運用することではあるが、保険金支払いに支障をきたすようでは本末転倒である。したがって、金融的機能発揮の基本として確実な保険金支払いという業務があり、保険の金融的機能は確実な保険金支払いのための円滑な資金繰りという資金管理を不可欠とする。「金融的機能を果たしうるほどの保険資金の蓄積が到底困難なものがある」との批判には、金融的機能の利殖の面が重視され、資金管理的側面が軽視されているのではないか。しかし、資金管理が確実になされなければ、真屋博士の主張する保険料——保険資金——保険金という全過程での把握における保険資金——保険金の流れに支障を来し、肝心の予備貨幣の再分配も行えなくなる。保険の金融的機能に資金管理の側面を含むならば、保険資金の蓄積が困難な短期保険・損害保険による金融的機能も軽視できないのではないか。また、短期金利の水準や保険市場の競争状態によって、短期保険・損害保険にキャッシュ・フロー・アンダーライティングが発生するのは、短期保険・損害保険においても金融的機能が重要であることが示唆されていないであろうか。たしかに、絶対量としてあまり大きくない保険資金しか蓄積できない短期保険・損害保険の存在から、保険の本質の核心としての予備貨幣蓄積概念を批判できようが、その批判は短期保険・損害保険の金融的機能の軽視とは直接結びつかないのではないか。真屋博士の批判を単純化すれば、保険料——保険金の過程で保険現象を把握できる短期保険・損害保険が存在することになるが、資金管理を考慮すれば、たとえ保険資金の蓄積に乏しくても保険料——保険資金——保険金の過程として把握すべきである。この点から、定義文において、「しばしば」という文言を追加して保険金融に制限を設ける必要はないと考える。そして、より根本的には次のように考える。

契約期間の長さは極めて重要ではあるが、予備貨幣蓄積量に影響する重要な要因の一つとして把握すべきである。予備貨幣蓄積の基底的要因は、前払保険料方式に求められるべきで、保険の一般性・同質性において、短期保険・損害保険の予備貨幣蓄積の可能性を認めるべきであり、その特殊性・差異性におい

て長期保険・生命保険との比較がなされるべきである。これが保険金融論上の正しい損害保険金融の捉え方ではないだろうか。予備貨幣の蓄積については、その基底的要因とそれぞれの保険の特徴から派生する要因などを踏まえた上で、論じられなければならない。しかも、保険の金融的機能の発揮については、金融市場の発展度、保険者に対する資金運用・調達についての規制や金融市場における保険者の位置付けなどが密接に関連している。たとえ保険資金の絶対量が少額であったとしても、保険現象は保険料——保険金という過程では把握できず、保険の経済的保障機能、金融的機能という二大機能が密接に絡み合ったものとして保険料——保険資金——保険金という全過程で捉えるべきで、それは短期保険・損害保険も例外ではないであろう。

次に、賦課方式の公的年金保険について考察を進める。保険加入者より払い込まれた保険料により蓄積される保険資金から年金が支払われる方式が積立方式であり、賦課方式とは積立金を保有せず、各時点での給付支払額の所要額をその時点の拠出金でまかなうという方法である。したがって、積立方式では予備貨幣の蓄積は見られるものの、賦課方式では予備貨幣の蓄積は見られない⁶⁾。しかも「公的年金については積立方式の制度が徐々に時間の経過とともに賦課方式に近づくのを自然の姿とし、この間40年がところを要するとする見解がある」(庭田 [1973] p. 141) とされ、現実にも諸外国の公的年金保険の多くが積立方式から賦課方式へと移行したことを考えると、賦課方式は年金財政の一方式としてはすませられない重みがある。もともと賦課方式は原始的保険に見られた。保険の歴史的な発展からすれば、賦課方式は原始的な方式であり、むしろ近代保険の特徴としては、確定保険料方式、保険料前払方式があげられ、賦課方式とは逆行する。こうした原始的保険に見られた方式が公的保険に見られるのは、公的保険においては政策性が優先し、保険の技術性がしばしば軽視され、保険技術的に低次元になるからである。公的年金保険における積立方式から賦課方式への移行は、長期のインフレにより積立方式が困難とな

6) 賦課方式をめぐる評価、したがってまた、準備金の設定を保険(技術)の本質的要素と捉えるか否かについては、従来から見解が対立している。真屋博士と同様な見解として、印南 [1956] p. 251, 広海 [1989] p. 18, 反対の見解として近藤 [1963] p. 81 を参照されたい。

り、インフレの影響を受けずに現状に見合った高水準の年金給付を行うということを契機とする。しかし、積立方式から賦課方式への移行は、社会保障が資本主義国で確立するに伴い、社会保険の有する政策性と保険性において、保険性が後退し、政策性が強まるという過程で生じていることを重視すべきであろう（運営委員会 [1984] pp. 19-20）。この点を重視するならば、公的年金保険における賦課方式の定着は、単純に保険技術的に低次元な方式の定着と捉えるのではなく、世代間の所得再分配という政策性の反映と解すべきである。社会保険・公的保険を保険に含めるならば、賦課方式を無視することはできない。しかし、社会保険のサスティナビリティが問題とされる状況で、賦課方式から積立方式への見直し機運が高まっていることも事実である。また、賦課方式でも資金管理の面を考慮すれば、厳密に保険資金がゼロということはない⁷⁾。このように考えると、賦課方式の公的年金保険も保険料——保険金の過程として捉えることはできない。賦課方式は政策性が反映した社会保険の一つの重要な方式と位置付けられるものの、賦課方式を根拠とした予備貨幣蓄積概念への批判はあまり重要ではないのではないか。また、この点においても保険金融を相対化させる必要はないのではないか。

以上の考察から、予備貨幣の蓄積・保険資金の形成は前払保険料方式を基底的要因とするものの、保険料を原資として保険金を支払うという貨幣の流れにおいて、制度の円滑な運営のためには資金管理を必須のものとし、予備貨幣の蓄積に乏しい保険であっても保険料——保険金という保険現象はなく、すべての保険が保険料——保険資金——保険金として現象すると考えるべきである。それはまた、保険現象を保険の二大機能が絡み合ったものとして捉えるということである。そのために保険料——保険資金——保険金という全過程での把握が必要であり、この点において予備貨幣蓄積概念は不十分であり、予備貨幣再分配概念の優位性は明らかであろう。したがって、35頁であげた批判点①については真屋博士の批判どおりと考えるが、批判点②については予備

7) 庭田 [1988] において、「制度を円滑に運営し続けるためには、ある程度の財政的な余裕つまり資金のプールが不可欠であって、ここに賦課方式のもとでも支払準備金または支払備金と性格が把握されもする一定量の積立金が存在せざるをえなくなる」（庭田 [1988] p. 171）。

貨幣の蓄積がみられない保険を強調することに大きな意義は見出し難く、また、わざわざ保険金融を相対化させる必要もないと考える。むしろ、問題の核心は、保険と金融、保険と福祉の複雑な関係の中ですます複雑となっていく保険現象に対して、予備貨幣蓄積概念では捉えきれないという点である。それは、予備貨幣蓄積概念では金融一般に保険が消化されかねず、保険と保険代替手段との違いが明確にできない、したがってまた、保険と金融の錯綜現象・保険代替現象を十分分析できないからである。さらに、保険の福祉性をめぐる問題が重要となる中で、予備貨幣蓄積概念では私的保険、公的保険の違いが十分に把握できない。予備貨幣蓄積概念は統合性に優れるが、個別性に限界があると言えよう。批判点①、②として行った考察は、予備貨幣蓄積概念の理論的な欠点や厳密性に欠ける点を指摘しつつ予備貨幣再分配概念がそれを乗り越えていることに関わる考察と言えよう。いわば、予備貨幣蓄積概念に対する予備貨幣再分配概念の相対的な優位性に関わる考察と言え、これを予備貨幣再分配概念の消極的意義とすれば、予備貨幣再分配概念の現代保険の把握に優れている点を積極的意義とできよう。重要なことは、この予備貨幣再分配概念の積極的意義である。この点を明確にするために、真屋博士の経済的保障説に対するもう一つの批判点、保険の原理・原則を考察する。

7. 保険の原理・原則と社会保険観

庭田博士の保険本質観は初期のものから変化がみられるが、給付・反対給付均等の原則を保険の第1原則とし、収支相等の原則を保険の第2原則として、保険の技術を重視するという点では終始一貫している。庭田 [1995] において、「保険の原理と社会保険への修正」として、以前に比べて給付・反対給付均等の原則の適用を柔軟に把握していると思われるが、やはり給付・反対給付均等の原則を第1とする見解自体には変化がないようである（庭田 [1995] pp. 267-268）。すなわち、当初は保険団体の運営・経営における収支相等の状態を想定し、そこから保険料率を割り出す行程をたどり、そうするうちに保険事故発生確率が大多数法的に把握され、本格的な給付・反対給付均等の原則が確立されてくるとする。かくして、新しい保険の初期には〈収支相等の状態→給

付・反対給付均等の状態」と捉え、保険が定着してくると〈給付・反対給付均等の状態→収支相等の状態〉と捉え、あくまでも給付・反対給付均等の原則を重視する立場を維持している。このような保険の原則についての見解を踏まえた上で、庭田博士の社会保険観について考察を進めよう。

庭田博士は、給付・反対給付均等の原則を重視する立場から、保険団体が収支相等の原則を達成し得なかった場合には、「行き着くところは給付・反対給付均等の原則なのである」(庭田 [1973] p. 141) とする。また、社会保険の政策性と保険性について、社会保険財政の悪化は、社会保険の有する政策性、保険性の関係について、政策性が保険性を圧迫し、歪めた結果である(庭田 [1982] p. 265) としていることから、社会保険の保険的合理性・効率性はあくまでも保険性の追求に依存し、社会保険収支とその保険性には密接な相関関係があるとの見解と言えよう。したがって、「社会保険には常に政策性と保険性をめぐるジレンマがある」というのが、庭田博士の社会保険観ではないだろうか。そして、それは給付・反対給付均等の原則重視の社会保険観と言えよう。このように、保険の原則の捉え方と保険本質観・社会保険観は密接に関係していると思われる。

真屋博士は、庭田博士の保険の原則の捉え方に対して批判的である。したがって、それはまた、庭田博士の社会保険観に対しても批判的であるということの意味するものと思われる。真屋博士は、「保険の原理とされるものは、いずれも社会経済的制度としての保険の技術的仕組みの一端を説明するものではあっても、それ自体、絶対的な真理を表すものでも絶対的に守らなければならないものでもない」(真屋 [1991] pp. 7-8) とし、庭田博士ほど保険の原理・原則を重視していないようである。あるいは、まず多数の契約が獲得できないことには保険は成立しえないという、保険が常に社会的性格を帯びる点を重視しているようである(同 p. 12)。また真屋博士は、「社会保険における保険原理・保険技術の活用・応用は、収支相等の原則との関連において顕著に見られる。社会保険が、一種の保険としての合理性を保持しつつ永続していくには、最低限度、収支相等の原則を維持する必要がある」(真屋 [1989] p. 20) とし、収支相等の原則の達成方法としてリスクの分散、リスクの混合、リスクの相殺、リスクの平均などがあり、そのために社会保険が強制保険として実施されること

が多くなることから、「社会保険は、強制保険であるために、保険性に乏しいかの印象を与えるかもしれないが、実は逆に、強制保険であるために、任意加入の私的保険では時に困難な保険原理・保険技術の活用・応用が、社会保険において比較的容易となることがある。社会保険は、保険経営の観点からしても、十分に合理的・効率的でありうる」(同 p. 252-253) とする。この点において、社会保険自体の保険的合理性・効率性に否定的な庭田博士とは真っ向から対立する(庭田 [1982] pp. 265-268, 真屋 [1992] pp. 119-124)。社会保険自体の保険的合理性・効率性を積極的に評価している点に真屋博士の社会保険観の特徴があると思われ、それはまた、保険の原理・原則を相対化させた社会保険観と言えよう。

さて、両博士の保険の原理・原則についての見解、社会保険観の比較・検討を通じて言えることは、社会保険を積極的に保険に包摂させるならば、保険の原理・原則をかなり相対的なものと把握し、少なくとも、給付・反対給付均等の原則の達成にはあまり固執しないということになるだろうか。前述したとおり、庭田博士が予備貨幣説を経済的保障説へと修正した大きな理由の一つは、社会保険(さらに協同組合保険も)を保険に包摂させるためと思われる。しかしその内容は、「公平」という文言を「合理的」に修正し、平均保険料方式を包摂させることで社会保険を包摂させようとし、しかも、応能負担の保険は包摂させないというものであった。いわば制約のある保険の外延の拡大と言えよう。しかし、庭田博士が社会保険を「新組織原理に基づき、新運営体による新方法を採用する保険である」(庭田 [1964] p. 131) としつつ、応能負担の保険を除外しようとするのは、なぜなのであろうか。それは、庭田博士の保険学説修正には、公平=給付・反対給付均等の原則から合理的=収支相等の原則へと、保険の本質把握に当たって保険の原則の適用を緩和させようとの意図がみられるが、給付・反対給付均等の原則を第1原則とし、保険技術を重視する保険本質観を放棄しないためであろう。そのため、応能負担の保険を除外するという制約条件を課し、保険の原則の緩和がいわば中途半端に終わってしまったのではないか。また、保険の原則をさらに相対的なものと把握しているのが真屋博士の見解であり、両博士の保険本質観の違いは、保険原則観・社会保険観と密接に関連している点を見落としてはならない。

前述の通り、新たな学説は、通常、従来の学説に対する批判的形態をとって現れた。経済的保障説は経済準備説の批判的形態として現れたと言えよう。同様な形で、予備貨幣再分配説の経済的保障説に対する批判的形態という点に注目したとき、問題の核心はどこにあるのか。それは、社会保険のみならず公的保険を積極的に保険に包摂させる点にあり、その目的は混合経済下の経済的保障体系の中で保険の位置づけを考えようとしていることに求められるのではないか⁸⁾。経済的保障説が、社会保険を包摂できず、保険の金融的機能についての把握のない経済準備説を社会保険・協同組合保険をも包摂する保険の総合的定義、保険の経済的保障機能、金融的機能の融合的定義という形で乗り越えたように、予備貨幣再分配説は、中途半端な保険の原理・原則の緩和で社会保険・公的保険を捉えきれていない経済的保障説を保険の原理・原則を柔軟に把握し、保険料徴収——保険給付の全過程を予備貨幣再分配概念として捉えて保険を把握することにより、混合経済下の経済的保障制度としての保険の把握という形で経済的保障説を乗り越えていると言えるのではないか。すなわち、予備貨幣再分配説の経済的保障説に対する批判的形態とは、混合経済下の保険の把握にあると考える。

8. 現代における保険の本質

経済的保障説と予備貨幣再分配説、さらに、庭田博士と真屋博士の保険原則観・保険本質観・社会保険観の比較・検討を通じて、予備貨幣再分配説の意義を指摘すれば、次の通りとなろう。

従来の保険学説には、保険の原理・原則を精緻に把握して保険の特徴を浮かび上がらせ、保険の本質把握に努めながら、結局多種多様な保険の把握に成功しなかった学説が多かったのに対して、予備貨幣再分配説は保険の原理・原則を相対化させ、多種多様な形態をとる現代保険を柔軟に把握しているというこ

8) 真屋 [1991] において、「現代福祉国家にあつては、公的保障と私的保障が一体化しつつ、しかもそれぞれに固有の機能を発揮することが期待されている」(真屋 [1991] p. 142)。

とである。しかし、予備貨幣再分配説の意義は、このような点に止まるものではない。同説の積極的な意義について考察しよう。

現代保険の特徴は、多種多様な保険が存在することであろう。これらの保険の共通項が保険の本質であり、それは各保険の中に潜む統合性と個別性を備えていなければならない。この点において、予備貨幣再分配概念は非常に優れているのである。前述したように、保険現象は、保険料——保険資金——保険金として現象する。これは、多数の保険加入者から払い込まれた少額の保険料により構成される保険資金から、不幸にして保険事故に遭遇した少数の保険加入者に多額の保険金が支払われることによって、経済的保障が達成されていること、換言すれば、〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換し、保険において貨幣の再分配が行われていることを示している。これを「予備貨幣の保険的再分配」ということができよう。保険団体内の保険加入者間でのリスクの分散・リスクの平均化による予備貨幣の再分配である。これに対して、貯蓄性をもった保険の場合は、分割払いで考えると、〈多数×少額〉の貨幣を長期間にわたって定期的に拠出し続け、〈少数×多額〉の貨幣に転換するという「予備貨幣の時間的再分配」といえる。保険団体を構成する保険加入者間ではなく個々の保険加入者の時間におけるリスクの分散・リスクの平均化を中心とした予備貨幣の再分配である。したがって、全ての保険に共通しているのは、予備貨幣の再分配であり、予備貨幣再分配概念は、保険の統合的な把握において優れた概念と言える。

一方、保険の個別性の観点では、たとえば社会保険と個人保険を比較した場合、その差は予備貨幣の再分配の基準にあると言えよう。社会保険はより平等が重視され、応能負担的な予備貨幣再分配基準が採用されることが多く、個人保険はより自由・経済合理性が重視され、応益負担的な予備貨幣再分配基準が採用されるということである。このように予備貨幣再分配概念は、保険の個別性把握においても優れた概念である。現代経済における保険の把握は混合経済下における保険として把握すべきとしたが、混合経済下の保険の把握においては、さまざまな分類基準に基づく保険の分類・把握のうち、経済的保障の三層構造を意識して、公的保険、半公的・半私的保険、私的保険が軸となろう。この保険の分類基準は、直接的には保険の経営形態や政策性の有無となるが、そ

の違いのポイントは、予備貨幣再分配の基準にあると言えよう。この点で予備貨幣再分配の基準は、混合経済下における保険の分類基準において基底をなすものと言え、それゆえ予備貨幣再分配概念が保険の個別性把握においても基底的概念と言える。個々の保険の性質は、体制関係における保険の性格と制度的環境の影響を受ける保険の運営主体・経営主体の主体性によって規定されると言え、予備貨幣の再分配の仕方にまさに運営主体・経営主体の主体性が発揮されるであろう。予備貨幣再分配概念は、各種保険の個別的な把握においても優れた概念と言える。

以上で予備貨幣再分配概念の意義は明らかにされているが、現代の保険本質論としての積極的意義という点では、まだ不足であろう。それは、前述の通り、「本質とは、現象の根底にあって、その特質と発展方向を規定するもの」であるからである。統合性・個別性の把握に優れているということは、「現象の根底にあって、その特質を規定する」こととは言えよう。残る問題は、発展方向との関係である。保険の発展方向を考える鍵を保険の動揺に求める。既述の保険の動揺に対する見解をここでの問題に引き付けて繰り返せば、市場経済化・金融グローバル化による国民国家としての福祉国家の動揺によって生じる保険の福祉に関わる面の動揺と、保険と金融の錯綜によって生じる保険の金融面の動揺である。前者については、文句なしに予備貨幣再分配概念が有力な規定要因と言えよう。予備貨幣再分配基準が保険の二大原則、特に、給付・反対給付均等の原則を重視する方向に進もうとしている。予備貨幣再分配説が、従来の社会保険のみならず公的保険をも積極的に取り込もうとしていることから、前者については容易に充足されていると考えられる。後者についてはどうであろうか。保険の金融的な面が保険企業の金融機関・機関投資家としての面をもつのみではなく、経済的保障機能を果たす一連の貨幣の流れ・リスクを処理する面をもつため保険と金融が錯綜しつつ保険を代替する現象が生じており、何が保険であるかを特定することが非常に重要である。先に脚注5で取り上げた Dorfman [2005] の金融的定義に「再分配」という言葉が出てきていることに示唆されているように、予備貨幣再分配概念は保険の金融的把握においても優れている。社会性を持ちながらリスクの分散、リスクの平均化を行っている保険は、予備貨幣の再分配を通じてリスクの処理を行っている。保険と

金融が錯綜し、何が保険で何が保険の代替かを見極めるのが困難であるが、保険を予備貨幣の再分配制度と捉えることによって、この困難を克服することができるであろう。保険の金融面の考察においても、予備貨幣再分配概念は有効である。

今後保険は予備貨幣の再分配をめぐる基準を軸に変化していくであろう。ここに、予備貨幣再分配説の、将来に対する基本的視座を与える、現代の保険本質論としての積極的意義を見出すものである。